



# 鳥取県公報

平成17年 7月22日(金)  
第 7 7 0 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	大規模小売店舗に関する新設の届出に対する意見書の提出 (571) (経済交流課) .....	1
	保安林の指定施業要件の変更予定 (572) (森林保全課) .....	2
調達公告	一般競争入札の実施 (行政監察室) .....	3
正 誤	平成17年 7月15日付鳥取県公報第7703号中訂正.....	5

## 告 示

### 鳥取県告示第571号

平成17年鳥取県告示第124号(大規模小売店舗の新設の届出について)により告示したフレスポ境港に係る大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年 7月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 意見書を提出した市町村  
境港市

#### 2 境港市の意見の概要

##### (1) 交通について

ア 交通安全及び渋滞緩和のため、混雑が予想されるフレスポ境港の北西交差点に信号機の設置を要望する。

イ 誘導員による交通整理を行う等、渋滞の解消、歩行者の安全確保等に努めること。

ウ 渋滞が予想される交差点の渋滞緩和のため、駐車場出口に行先別の案内看板を設置する等の対策を講ずること。

エ 標識、停止線等を適切に設置する等、駐車場内における事故防止及び歩行者の安全確保について十分配慮すること。

オ 駐車場の利用者に対し、表示板等を利用し、不必要なアイドリング、クラクション(警音器)の使用等の自粛を呼びかける等、安全確保のための適切な措置を講ずること。

##### (2) 廃棄物について

循環型社会の形成のため、廃棄物の排出抑制・再利用を推進するとともに、廃棄物及び資源物の排出・保管方法等について関係機関と協議し、適切な対応を行うよう入居店舗に対し指導すること。

##### (3) 騒音防止等について

業務用室外機等の適切な維持管理を行い、発生する騒音が通常より大きくなならないよう努めるとともに、店内外における案内放送の音量を時間帯に応じて調整する等の配慮を行うこと。

3 縦覧に供する期間

平成17年7月22日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

境港市上道町3000

境港市産業環境部通商課

**鳥取県告示第572号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年7月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字福永字奥山453の2から453の5まで、453の8、453の9、453の26から453の113まで、455の1から455の6まで、456の1、456の4から456の22まで、457の2、大字野田字和イ谷478、479、字金谷東平480から487まで、488の1から488の3まで、489から493まで、494の1、494の2、495から497まで、500、字金谷西平498、501、502、504、505の1、505の2、507の1から507の3まで、508の1、508の2、字大谷東平511の1から511の4まで、511の7から511の9まで、511の12から511の17まで、512、字大谷西平564の1、字金谷565の1から565の20まで、字笹野谷567の1、567の48から567の72まで、567の93、567の94、567の101、567の103、567の104、大字大杉字市倉奥801の1から801の45まで、802の1から802の60まで、字大谷803の3、803の58、803の115から803の124まで、大字倉坂字奥山ノ内東秋葉1144の1、1144の4から1144の9まで、1144の15から1144の17まで、1144の28、字奥山次一東平1145の2、1145の8、1145の9、1145の11、1145の12、1145の22、1145の24、字奥山次一西平1146の1から1146の3まで、1146の6から1146の20まで、1146の24、1146の32、1146の34、1146の38、1146の41、1146の43から1146の45まで、1146の48、1146の49、1146の55、1146の57から1146の59まで、字奥山ノ内西秋葉1147の1、1147の15、1147の36、1147の38、字奥山ノ内中谷1148の1、1148の2、1148の47、1148の60、1148の98、字奥山ノ内湯頭1149の1から1149の7まで、1149の24、1149の28から1149の36まで、1149の39、1149の57、1149の59、1149の64、1149の66から1149の69まで、1149の71から1149の74まで、1149の85、1149の87、1149の88

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年7月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量  
情報セキュリティ監査等委託業務 一式
- (2) 仕様  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
契約日の翌日から平成17年10月31日まで
- (4) 履行場所  
入札説明書による。

### 2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうち役務に係るものを有すること。  
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年7月29日(金)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。
- (3) 平成17年7月22日(金)から同年8月8日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 特定非営利活動法人「日本システム監査人協会」の個人会員、I S M S主任審査員又はI S M S審査員を1名以上本件委託業務に従事させることができるとともに、国又は地方公共団体の情報システムセキュリティ監査(情報システムの機密性、完全性及び可用性の確保に関する監査をいう。)を2件以上実施した実績を有する者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県行政監察監行政監察室

### 4 入札手続等

- (1) 入札に係る問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県行政監察監行政監察室 I T 検査・監査担当  
電話 0857-26-7827  
電子メールアドレス gyouseikansatsusitsu@pref.tottori.jp

## (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納室用度担当

電話 0857 - 26 - 7431、7432又は7433

## (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年7月22日(金)午前9時から同年8月1日(月)午後5時までの間(日曜日及び土曜日を除く。)交付する。なお、電子メールによる交付を希望する場合は、(1)の問合せ先に連絡すること。

## (4) 郵便等による入札

不可とする。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年8月8日(月)午後2時

鳥取県庁第1会議室(鳥取県庁本庁舎地下1階)

## 5 入札者に要求される事項

## (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事提出物を4の(1)の場所に平成17年8月2日(火)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

---

正 誤

---

平成17年7月15日付鳥取県公報第7703号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
11	6	1,080点	1,220点

